

公調委平成31年（フ）第1号 岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間
の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

処分庁が申請人に対し平成30年12月14日付けでした採石権存続期間の
更新決定申請棄却処分を取り消す。

2 処分庁

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、処分庁に対し、採石法（以下「法」という。）28条に基
づき別紙1物件目録記載の11筆の土地（以下「本件土地」という。）に設定さ
れた採石権の存続期間を10年間更新するとの決定を求める申請をしたところ、
処分庁が同申請を棄却する処分をしたため、これを不服として、当該処分の取
消しを求めた事案である。

1 前提事実（認定に用いた証拠等は、当該事実の末尾に掲記する。）

(1) 申請人は、採石業等を目的とする●●会社であるが、遅くとも平成6年9
月10日、当時の土地共有者との間で、本件土地につき、存続期間を平成7
年2月1日から10年間とする採石権設定契約を締結し、さらに平成14年
12月16日、存続期間を平成15年2月1日から10年間とする採石権設
定契約を締結し、それぞれその旨の採石権設定登記がされた。

その後、申請人は、平成20年11月22日、土地共有者との間で、本件

土地につき、存続期間を平成21年2月1日から平成31年1月31日までの10年間とする採石権設定契約（以下「本件採石権設定契約」という。）を締結し、その旨の採石権設定登記がされた。なお、申請人と土地共有者間で平成14年12月16日に締結された上記採石権設定契約は、本件採石権設定契約の発効とともに破棄された。（甲15、30、31、35〔枝番を含む。〕）

(2) 本件土地の所有者は、平成21年××月××日委任の終了を原因として〇〇区自治会となり、その後、平成25年××月××日名称変更を原因として〇〇町内会（以下「町内会」という。）となった（甲35〔枝番を含む。〕）。

(3) 申請人は、平成25年××月××日、岡山地方裁判所に民事再生手続開始の申立てをし、同年××月××日、再生手続開始決定を受けた。申請人の再生計画は、平成26年××月××日に同裁判所に認可され、同年××月××日、確定した。（甲21、22）

(4) 町内会は、平成25年9月29日、臨時総会を開催し、平成31年2月1日以降の申請人との間における採石権設定契約を更新しない旨の決議（以下「本件不更新決議」という。）をした（甲16）。

(5) 申請人は、平成25年12月13日、岡山簡易裁判所に対し、町内会を相手方として、本件不更新決議が無効であることを確認すること、採石権設定契約を延長すること等を求める調停を申し立てたが、同調停は不調となった（甲21、審理の全趣旨）。

また、申請人は、平成27年10月21日、岡山簡易裁判所に対し、町内会を相手方として、△△川への土砂流出等の防止策に関する取決めを行うこと及び期間満了後採石権設定契約を延長することを求める調停を申し立てたが、同調停も不調となった（甲22、審理の全趣旨）。

次に、申請人は、平成28年9月23日、岡山簡易裁判所に対し、町内会

を相手方として、期間満了後採石権設定契約を延長することを求める調停を申し立てたが、同調停も不調となった（甲 2 6，審理の全趣旨）。

さらに、申請人は、平成 2 9 年 7 月 1 1 日、岡山地方裁判所に対し、町内会を被告として、本件不更新決議による意思表示が無効であることの確認を求める訴えを提起したが、平成 3 0 年 1 月 2 9 日、本案審理に入ることなく訴え却下の判決がされた（甲 2 8，審理の全趣旨）。

(6) 申請人は、処分庁に対し、平成 3 0 年 8 月 2 日付けで、法 2 8 条に基づき本件土地に設定された採石権の存続期間を更新するとの決定を求める申請をした（甲 2 9）。

(7) 処分庁は、平成 3 0 年 9 月 2 0 日、法 3 0 条が準用する法 1 7 条に基づく意見聴取会（以下「本件意見聴取会」という。）を開催し、申請人及び町内会からの意見聴取を行った上、同年 1 2 月 1 4 日付けで、概要、次のアからウまでの理由により申請人の上記申請を棄却するとの処分（以下「本件処分」という。）をした（甲 2 9，審理の全趣旨）。

ア 申請人は、近い将来に岩石資源を確保し得なくなる蓋然性が相当程度あると主張するが、過去の骨材需給動向、生コンクリートの出荷動向、砕石生産余力等を検証したところ、岩石資源が不足する蓋然性は認められない。具体的には、平成 1 9 年と平成 2 8 年の全国の骨材需要量を比較すると、減少している。また、平成 1 9 年と平成 2 9 年の生コンクリートの出荷動向や砕石の出荷量を比較すると、全国、中国地方、岡山県のいずれも減少している。

平成 3 0 年 9 月に中国経済産業局が試算した岡山県内の砕石生産余力についてみると、岡山県内において法 3 3 条の採取計画認可を受けている岩石採取場のうち、砕石を生産している採取場（採石場）の年間の砕石生産余力は、申請人の採石場を除いても年間 2 2 0 0 千トン超となっており、申請人が平成 2 5 年から平成 2 9 年までの間に出荷した 1 年間

の碎石の最大出荷量は平成25年の約440千トンであるから、仮に申請人からの出荷がなくなったとしても、岩石資源が不足するおそれはない。

イ 申請人は、本件土地は採石以外に利用あるいは転用することが困難であり、採石権消滅により土地所有者は制限のない遊休地を所有するにすぎないから、申請人の採石権を継続させたとしても、町内会の所有権に制限を生じさせるわけではないと主張する。しかし、町内会は、本件意見聴取会において、本件土地について河川改修により発生する土砂の処分場に利用する構想があると説明しており、本件土地を採石以外に利用あるいは転用することが困難であるとは認められず、申請人が主張する採石権の更新が土地所有権の制限にならないとは認められない。

ウ このように、申請人によるいずれの主張についても、土地所有者が被る不利益を上回るだけの社会公共の利益及び必要性があると認めることはできない。

(8) 申請人は、平成31年3月14日、公害等調整委員会に対し、本件裁定申請をした（当裁定委員会に顕著な事実）。

2 争点及び争点に関する当事者の主張

本件の争点は、①申請人の採石場が閉鎖されると、近い将来に岩石資源を確保できなくなる蓋然性が相当高度であるといえるか、②採石権の存続期間を更新すべきでない旨の決定が出されることにより被る採石権者の不利益が当該存続期間を更新すべき旨の決定が出されることにより被る土地所有者の不利益を上回る場合には、岩石資源の需給状況を踏まえ、採石権の存続期間を更新すべき旨の決定をすべきかであり、争点に関する当事者の主張は、以下のとおりである。

(1) 申請人の採石場が閉鎖されると、近い将来に岩石資源を確保できなくなる蓋然性が相当高度であるといえるか

(申請人の主張)

採石権の存続期間を更新するか否かを決するに当たっては、経済産業局長は、「岩石資源の需給がひっ迫し、当該地域の岩石製品市場の需要を賄うに足りる供給量を確保し得ない状況にあるか、又は、近い将来にこれを確保し得なくなる蓋然性が相当高度な状況にあって、土地の所有権を制限してでも岩石資源を確保することが社会公共の利益の観点から必要である場合」であるかどうかを判断することとされている（公調委平成20年（フ）第1号山口県周南市地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件、以下「周南市事件」という。）。

この点につき、処分庁は本件処分で過去の需給状況のみを前提に将来岩石資源を確保できなくなる蓋然性はないと判断しているが、岡山県においては、平成30年7月の豪雨災害により、大規模な復旧工事が行われ、岩石資源の需要が高まることが見込まれる。

すなわち、平成30年度の岡山県の補正予算において、豪雨災害関係で200億円を超える予算が設けられ、防災工事も実施されることが予想される。今後、災害復旧に関して岩石資源の需要が増加することは、本件意見聴取会で町内会の会長も認めていたところであるし、岡山駅周辺において、遅くとも数年内には大規模な再開発が始まり、岩石資源の需要が増加することが見込まれる。このように、今後官民による大規模かつ長期的な工事の実施が予定されているのであるから、短期的かつ長期的に岩石資源の需要増加が見込まれる蓋然性がある。

過去5年間の砕石の需給状況（砕石事業所数、砕石生産量、砕石出荷量）及び申請人の出荷状況は別紙2に記載のとおりであり、申請人の砕石出荷量は年間40万トン前後で推移し、岡山県における出荷量の12から15%程度という高いシェアを有しているのであるから、申請人の採石場が閉鎖された場合、岡山県における需給バランスが崩れ、将来的に必要となる大量の岩

石資源の需要を賄えなくなることは必至である。

このため、申請人の採石場が閉鎖されると、近い将来に岩石資源を確保できなくなる蓋然性が相当高度であるというべきである。

しかるに、処分庁は、過去の需給状況のみを考慮するにとどまり、上記の事情を一切考慮しておらず、本件処分の内容も社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものであるから、本件処分は取り消されるべきである。

(処分庁の主張)

ア 全国・中国地域・岡山県における岩石の供給状況

過去5年の全国・中国地域・岡山県における砕石事業所数は、過去5年間で減少していたものが回復し、又は横ばいであるのは申請人の主張（別紙2）のとおりである。なお、過去10年まで遡っても、全国・中国地域・岡山県における砕石事業所数はほぼ横ばいである。

次に、過去5年の砕石の生産量については、過去5年間で減少傾向であったものが平成29年は増加していることは申請人の主張（別紙2）のとおりである。しかし、過去10年まで遡ると、平成20年の全国の合計生産量は2億0673万トン、中国地域においては1675万9000トン、岡山県においては363万5000トンとなっており、長期的には全国・中国地域・岡山県における砕石の生産量は減少の一途にある。

過去5年の砕石の出荷量については、過去5年間で減少傾向であったものが平成29年は増加していることは申請人の主張（別紙2）のとおりである。しかし、過去10年まで遡ると、平成20年の全国の合計出荷量は2億0514万トン、中国地域においては1659万2000トン、岡山県においては363万6000トンとなっており、長期的には全国・中国地域・岡山県における砕石の出荷量は減少の一途にある。

このように、全国・中国地域・岡山県における砕石事業所数は過去10年で横ばいである一方で、砕石の生産量及び出荷量は減少の一途であるこ

とからすれば、全国・中国地域・岡山県において各砕石事業所は採石をする上で大幅な生産余力を有していると解される。

実際に、岡山県においては、岩石採取計画認可申請書から算出した岡山県全域の平成29年度年間岩石採取予定数量が606万3619トンであった一方、採石法施行規則11条に基づく報告書から算出した岡山県全域の同年度の年間岩石生産量は378万1699トンであって、228万1920トンの生産余力が認められる。

本件意見聴取会においては、町内会から、本件土地に隣接する砕石場においては100年以上採石が可能な状況にあるとの説明があったことに加え、周南市事件の裁定書において、中国地域において平成20年時点で砕骨材の残生産可能年数が37年程度である旨認定されている。

このため、岡山県において大幅な生産余力が認められる状況は、当分の間継続するものと考えられる。

イ 全国・中国地域・岡山県における岩石の需要状況

岩石の需要状況は、岩石の供給状況と表裏一体であるため、岩石の需要状況を検討する上で、公共工事の請負金額及び建設投資額を検討することは意味を有さないと考えられる。なお全国の骨材需給表（乙6の1，2）をみると全国的には平成18年度の骨材需要量は544百万トンとなっている一方、平成28年度の骨材需要量は368百万トンとなっており、全国的には骨材の需要量は減少している。

申請人は、公共工事金額や建設投資額が増加傾向にある旨を主張するが、その一方で上記のとおり岩石の供給が減少傾向にあることからすると、建設工事における岩石の占める位置づけ自体が低下しているものと解される。

ウ 全国・中国地域・岡山県における骨材（砕石）及び生コンクリートの需給動向・在庫状況

全国・中国地域・岡山県において、骨材（砕石）の需給動向は、平成28

年12月から平成30年11月までの間、いずれもほぼ3（均衡）前後で横ばいとなっており、その在庫状況も2（普通）前後で横ばいとなっている（乙7の1から24）。

また、全国・中国地域・岡山県において、生コンクリートの需給動向は、平成28年12月から平成30年11月までの間、いずれもほぼ3（均衡）前後で横ばいとなっている（乙7の1から24）。

エ 豪雨災害について

申請人は、平成30年7月に中国地方で発生した豪雨災害に伴う災害復旧のため、岩石資源の需要が増加する旨を主張するが、豪雨災害の前後で骨材（砕石）及び生コンクリートの需給動向や在庫状況に大きな変化はなく、平成30年12月以降も同様である（乙7の25から29）。

オ まとめ

そうすると、「岩石資源の需給がひっ迫し、当該地域の岩石製品市場の需要を賄うに足りる供給量を確保し得ない状況にあるか、又は、近い将来にこれを確保し得なくなる蓋然性が相当高度な状況にあって、土地の所有権を制限してでも岩石資源を確保することが社会公共の利益の観点から必要である場合」にあるとはいえず、土地所有権の制限を正当化し得るに足りる必要性がないことは明らかである。

- (2) 採石権の存続期間を更新すべきでない旨の決定が出されることにより被る採石権者の不利益が当該存続期間を更新すべき旨の決定が出されることにより被る土地所有者の不利益を上回る場合には、岩石資源の需給状況を踏まえ、採石権の存続期間を更新すべき旨の決定をすべきか

(申請人の主張)

ア 法の制定当時は、戦後の復興における岩石資源の供給安定という採石権の公的性格が前面に出ていたが、経済発展を遂げた現在においては、自然災害等の予期し得ない事情が生じない限り、岩石資源の需給関係が大きく

崩れるおそれはほぼなくなった。そのため、採石権は、採石事業者の経営の根本を支える私的性格が強くなっているというべきであり、採石権者の地位の安定という趣旨も重視されるべきである。

したがって、採石権の存続期間の更新決定に当たっては、経済産業局長は、単に岩石資源の供給量による公共の利益の有無だけでなく、具体的事情の下で、採石権の存続期間を更新すべきでない旨の決定が出されることにより被る採石権者の不利益と当該存続期間を更新すべき旨の決定が出されることにより被る土地所有者の不利益とを比較考量し、前者が後者を上回る場合には、岩石資源の需給状況を踏まえ、更新すべき旨の決定をすべきである。

イ(7) 町内会の不利益

本件不更新決議は、町内会の現会長が個人的な思惑により、形骸化している総会を利用して決議の正当性を持たせて申請人を排除することを目的として行われたものである。

すなわち、現会長が会長に就任する以前から、現会長が会長に就任すれば、採石権の存続期間の更新に応じないだろうという噂があったことから、平成20年当時の会長から、新たに採石権の存続期間を平成31年1月31日までとする契約をしてはどうかという提案を受け、申請人は、採石権の存続期間を平成25年1月31日までとする契約期間を約5年残し、町内会との間で平成20年に採石権の存続期間を更新する本件採石権設定契約を締結した。平成25年2月に町内会の会長に現会長が就任して、約半年後に本件不更新決議が行われたが、その際、同年2月まで町内会長を務めていた前会長から、「判断しかねる。話し合いをした方がいい」という意見が出ているにもかかわらず、町内会は契約期間満了の5年も前に更新を不同意とする決議を行った。さらに、本件不更新決議を行ってから5年間、申請人による採石終了後の本件土地の利用

方法を具体化できず、期間満了の時期に近付いてから、ようやく本件土地の活用方法について、豪雨災害による岡山市のしゅんせつ工事への利用を検討するにとどまっている。

このように、採石権の存続期間を更新する旨の決定がされた場合、町内会に生じる土地所有権の制限内容は、所有権の収益権能にすぎず、しかも、「誰に」使用させるかという契約当事者選定の制限にとどまる。また、町内会の真意は、申請人が本件土地において採石事業を継続することを問題視していないのであるから、実質的にみて町内会の土地所有権が制限されているとはいえない。

したがって、採石権の存続期間を更新する旨の決定がされても、町内会の被る不利益は限定的かつ軽微である。

(イ) 申請人の不利益

これに対し、申請人は、本件採石権設定契約の始期である平成21年2月1日以降の10年間で、少なくとも3億円以上の設備投資を行っており、平成25年に町内会が本件不更新決議をするまでも1億5000万円以上の設備投資を行った。それらの設備は、メンテナンスを要するものであるとしても20年以上の耐用年数を有しており、耐用年数で減価償却をしたとしても、少なく見積もっても1億円以上の価値が残存しているというべきである。ところが、申請人は、本件土地以外に採石場を有しておらず、今後保有設備の利用可能性はないから、本件土地における採石権が更新されないことにより、億単位の投資が無に帰することになり、極めて大きな不利益を被る。

そればかりか、申請人は、採石権が更新できなかったことから既に従業員の多くを整理解雇せざるを得なかったが、今後、採石事業を再開できなければ、倒産せざるを得ず、残りの従業員も生活の糧を失うことになる。

(ウ) 両者の不利益の比較考量

このように、採石権者である申請人の不利益と土地所有者である町内会の不利益とを比較考量し、採石権の存続期間を更新すべきでない旨の決定が出されることにより被る申請人の不利益が当該存続期間を更新すべき旨の決定が出されることにより被る町内会の不利益を上回ることから、形式的な判断によらず、所有権制限の性質やその程度を考慮して、採石権との実質的な利益調整が図られるべきである。

しかるに、処分庁は、土地所有者に生じる具体的な不利益を明らかにしないまま、申請人の主張について、土地所有者が被る不利益を上回るほどの社会公共の利益及び必要性があるとは認められないとの判断をしており、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しておらず、本件処分の内容も社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものであるから、本件処分は取り消されるべきである。

(処分庁の主張)

ア 法28条は、岩石が社会資本の整備を目的とする公共事業等に必要不可欠の資源であることに鑑み、岩石資源が現にひっ迫している場合等公共上の強い要請がある場合に、岩石資源の需要を賄うに足る供給を確保するところにその趣旨があるのであり、個別の採石権者の事業上の利益を保護する趣旨の規定ではない。これは法が、「岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによって公共の福祉の増進に寄与すること」を目的としていること（法1条）や、法28条が契約自由の原則の重大な例外であり、採石権の存続期間を更新すべき旨の決定が土地所有権を著しく制限することからも明らかである。つまるところ、法28条の申請に基づき採石権の存続期間を更新すべき旨の決定がされ、これにより採石権者が事業を継続できたとしても、このような利益は事実上の反射的利益にすぎないのである。

したがって、法28条の採石権の存続期間の更新決定の判断に当たって、

更新すべきでない旨の決定がなされた場合の採石権者の不利益等を考慮すべきとする申請人の主張に理由はない。

イ そもそも、本件は、本件土地の所有者である町内会による本件不更新決議が有効にされていることを前提としているのであり、本件不更新決議の経緯は法２８条の判断をするに当たって関係がない。

さらにいえば、元々本件土地に係る採石権の存続期間は契約で定められていたものであり、申請人はかかる存続期間を見据えて事業を行うことが可能であった。また、町内会による本件不更新決議も平成２５年になされているのであり、採石権の存続期間満了まで十分余裕があった。

第３ 当裁定委員会の判断

１ 争点(1)（申請人の採石場が閉鎖されると、近い将来に岩石資源を確保できなくなる蓋然性が相当高度であるといえるか）について

(1) 判断の枠組み

法２８条が更新決定の制度を定める趣旨は、岩石が社会資本の整備を目的とする公共事業等に必要不可欠の資源であることから、岩石資源の供給不足により社会資本の整備に支障を来すことのないように、その需要を賄うに足りる供給を確保する必要があるところ、採石業は、岩石の賦存状況により長期のものになると１００年以上も継続されることがあり、かつ、相当の設備施設を必要とするのであって、採石権の存続期間の更新ができないとすると、これらの設備施設の有効な転用は不可能で、採石業の実態に沿わないことになるので、採石権の存続期間更新について土地所有者との協議が不能又は調わないときは、経済産業局長に対し更新決定の申請をする道を開いたというものである。しかしながら、他方、この制度は、契約自由の原則に対する重大な例外というべきものであって、採石権の存続期間を更新される土地の所有権を著しく制限することになるのであるから、更新決定は、法２９条１項各号所定の場合に該当しないときであっても、かかる土地所有権の制限を正当

化し得るに足りる必要がある場合に限り容認されると解すべきである。すなわち、岩石資源の需給がひっ迫し、当該地域の岩石製品市場の需要を賄うに足りる供給量を確保し得ない状況にあるか、又は、近い将来にこれを確保し得なくなる蓋然性が相当高度な状況にあつて、土地の所有権を制限してでも岩石資源を確保することが社会公共の利益の観点から必要である場合に限り、更新決定が肯認されるというべきである（周南市事件裁定書参照）。

(2) 砕石の需給状況

平成20年から平成30年までの間の各1年間において、「岡山県に供給された砕石の出荷元（年別）」及び「岡山県から出荷された砕石の出荷先（年別）」は、別紙3のとおりであり（甲5，乙4〔枝番を含む。〕，9〔枝番を含む。〕，10），岡山県において生産された砕石は、大部分が岡山県内に出荷され、多い年でも生産された砕石の1割程度が兵庫県や広島県，その他の県に出荷されているにすぎない。このため，土地の所有権を制限してでも岩石資源を確保することが社会公共の利益の観点から必要か否かを判断するに当たっては，岡山県における岩石製品市場の需給状況を中心に検討した上で，全国・中国地方における岩石製品市場の需給状況を補充的に検討するのが相当である。

ア 証拠及び審理の全趣旨（認定に用いた証拠等は，当該事実の末尾に掲記する。）によれば，以下の事実が認められる。

(ア) 申請人による採石の状況

申請人の平成25年から平成29年の砕石出荷量は，別紙2の「申請人」欄に記載のとおりである（甲6から8）。申請人の砕石出荷量は年々減少しているといえる。

(イ) 岩石の供給状況

a 砕石事業所数

全国・中国地域・岡山県における平成25年から平成29年までの

砕石事業所数は、別紙２の「砕石事業所数」欄に記載のとおりである（甲５）。なお、平成２０年以降の砕石事業所数も横ばいである（乙４〔枝番を含む。〕）。

b 生産量

全国・中国地域・岡山県における平成２５年から平成２９年までの砕石の年間生産量は、別紙２の「砕石生産量（千ｔ）」欄に記載のとおりである（甲５）。もっとも、平成２０年の全国の合計生産量は２億０６７３万トン、中国地域においては１６７５万９０００トン、岡山県においては３６３万５０００トンとなっており（乙４の１）、長期的には全国・中国地域・岡山県における砕石の生産量は減少傾向にあるといえる。

c 出荷量

全国・中国地域・岡山県における平成２５年から平成２９年までの砕石の出荷量は、別紙２の「砕石出荷量（千ｔ）」欄に記載のとおりである（甲５）。もっとも、平成２０年から平成３０年までの岡山県における砕石の出荷量は、別紙３の「岡山県から出荷された砕石の出荷先（年別）」の「出荷量（岡山県）」欄記載のとおりであり、長期的にみて減少傾向であることは明らかである。

また、平成２０年の全国の砕石の合計出荷量は２億０５１４万トン、中国地域においては１６５９万２０００トンとなっており、全国、中国地方においても、出荷量は減少傾向である（乙４の１）。

(ウ) 骨材（砕石）及び生コンクリートの需給動向・在庫状況

岡山県における平成２８年１２月から平成３１年４月までの間の骨材（砕石）及び生コンクリートの需給動向は、別紙４のとおりであり、おおむね３（均衡）以下（３〔均衡〕から２〔やや緩和〕の間）であり、需給動向は均衡がとれている。

また、岡山県における平成28年12月から平成31年4月までの間の骨材（砕石）の在庫状況は、別紙5のとおりであり、おおむね2（普通）であり、大きな変化はない。（乙7〔枝番を含む。〕）

(エ) 生産余力

岩石採取計画認可申請書によって算出した岡山県全域の砕石の平成29年度の採取予定数量は606万3619トンであったが、採石法施行規則11条に基づく報告書によって算出した岡山県全域の砕石の平成29年の年間生産量は378万1699トンであったことから、岡山県においては、1年間で228万トン程度の生産余力があるものと認められる（乙5）。

(オ) 本件土地に隣接する採石場の状況

町内会の現会長は、本件意見聴取会において、本件土地に隣接する採石業者から、同業者が今後100年分の原石を有していると聞いていると発言した（乙8〔6頁〕）。

イ 上記の諸事実を総合すると、平成20年から平成30年までの間において、岩石の採取・生産及び需要は、全国、中国地域及び岡山県でいずれも減少傾向にあることは明らかであり、その結果、岡山県における平成28年12月から平成31年4月までの間の骨材（砕石）や生コンクリートの需給動向は「均衡」から「やや緩和」の間であり、骨材（砕石）の在庫状況は「普通」であって、岩石資源の需給のひっ迫や在庫の品不足が生じる状況になく、その状況は大きく変化していないといえる。また、申請人の平成25年から平成29年までの年間砕石出荷量は多い年でも45万トン程度であるのに対し、岡山県においては1年間に228万トン程度の生産余力があること、本件土地に隣接する土地の採石業者が相当量の原石を採取することが可能であることがうかがわれることからすれば、申請人の砕石出荷量がなくとも、岡山県における採石の需給状況に影響を与えるも

のとはいえない。

そうすると、「岩石資源の需給がひっ迫し、当該地域の岩石製品市場の需要を賄うに足りる供給量を確保し得ない状況にあるか、又は、近い将来にこれを確保し得なくなる蓋然性が相当高度な状況」にあるとはいえず、本件土地に設定された申請人の採石権の存続期間を更新する決定がなされなければ、現在又は近い将来の砕石の供給が確保し得ない状況になるとは考え難いから、「土地の所有権を制限してでも岩石資源を確保することが社会公共の利益の観点から必要である」とは認められない。

ウ これに対し、申請人は、岡山県においては、平成30年7月の豪雨災害により、大規模な復旧工事が行われ、岩石資源の需要が高まると主張する。

しかしながら、別紙4及び別紙5のとおり、平成30年8月以降の岡山県における砕石の需給動向及び在庫状況に特段の変化はみられない。また、全国の平成18年度の砕石供給量が350百万トンであったのに対し、平成28年度の砕石供給量が259百万トンとなっていること（乙6の1、2）、上記のとおり全国的に砕石の生産量・出荷量が減少傾向にあること、別紙3のとおり岡山県に供給された砕石の量が長期的にみて減少傾向にあることからすれば、今後岡山県において仮に復旧工事のために公共事業が増加したとしても、それにより上記判断を左右するほど岩石資源の需要が高まるものとは解されない。

したがって、申請人の上記主張は採用できない。

2 争点(2) (採石権の存続期間を更新すべきでない旨の決定が出されることにより被る採石権者の不利益が当該存続期間を更新すべき旨の決定が出されることにより被る土地所有者の不利益を上回る場合には、岩石資源の需給状況を踏まえ、採石権の存続期間を更新すべき旨の決定をすべきか) について

(1) 前記のとおり、更新決定は、法29条1項各号所定の場合に該当しないと

きにおいて、土地所有権の制限を正当化し得るに足りる必要がある場合に限り容認され、かかる必要がある場合かどうかは「岩石資源の需給がひっ迫し、当該地域の岩石製品市場の需要を賄うに足りる供給量を確保し得ない状況にあるか、又は、近い将来にこれを確保し得なくなる蓋然性が相当高度な状況にあつて、土地の所有権を制限してでも岩石資源を確保することが社会公共の利益の観点から必要である場合」か否かによって判断されるのであるから、採石権者の不利益と土地所有者の不利益との比較考量により判断すべきものではない。

したがって、採石権者の地位の安定という観点から、採石権者の不利益と土地所有者の不利益とを比較考量し、前者が後者を上回る場合には、岩石資源の需給状況を踏まえ、採石権の存続期間を更新すべき旨の決定をすべきであるとする申請人の主張は、独自の見解であつて、採用できない。

(2) なお、念のため、現在の社会情勢を踏まえ、法の制定当時とは異なり、採石業者の経営の根本を支える私的性格をも考慮すべきであるという申請人の主張を検討したとしても、前記前提事実(5)のとおり、申請人が本件不更新決議の効力を争って岡山地方裁判所に提訴した本件不更新決議の意思表示無効確認請求事件は、本案審理に入ることもなく訴え却下の判決がされ、本案についての判断がされていない以上、本件不更新決議が無効であると認めることはできないし、本件不更新決議は、町内会の現会長が個人的な思惑により、形骸化している総会を利用して決議の正当性を持たせて申請人を排除することを目的として行われたものであると認めるに足りる証拠もない。

したがって、いずれにせよ申請人の主張は採用できない。

3 小括

以上によれば、本件処分に関し、処分庁の裁量権逸脱又は事実誤認の違法は認められない。

第4 結論

よって、本件処分取消しを求める申請人の本件裁定申請は理由がないから棄却することとし、主文のとおり裁定する。

令和元年10月23日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 山 崎 勉

裁定委員 高 橋 滋

裁定委員 吉 村 英 子

(別紙省略)